

5) 勤労者福祉・雇用対策

【現況と課題】

バブル経済崩壊後の長引く不況のもと、社会経済システムが転換し、年功序列や終身雇用といった雇用形態も大きく変化しています。近年、経済状況が好転してきているものの、雇用状況はまだまだ厳しい状況にあり、高齢者や障がい者、女性の雇用は芳しくありません。中高年では失業率も依然高く、生活苦から自殺者が急増するなど新たな問題も生じています。また、新規学卒者の定着率の低下やニート（NEET）の増加、労働人口の高齢化などの問題もあります。

そのため、勤労者の心のケアや相談体制の充実により、一人ひとりが生きがいを持って働ける環境づくりが必要です。また、魅力ある雇用の場の創出や拡充、新規成長分野における新たな雇用機会の創出と円滑な労働力の移動が必要となっています。さらに、技術革新の進展や経済のサービス化・ソフト化、労働人口の高齢化に対応して、新たな人材の養成や技術の伝承を促進することが必要です。

一方で、労働時間の短縮による余暇時間の拡大がみられ、ゆとりを重視する生活スタイルが浸透しつつあります。本市には、勤労者の福祉施設としてサンワーク総社、働く婦人の家、勤労青少年ホーム等が整備されており、これまで勤労者の研修活動、余暇活動等に活発に利用されています。

今後は、これら施設の講座内容等の充実や施設の整備などにより、勤労者のニーズに対応していくことが必要です。

■有効求人倍率の状況

年度	月	倍率
平成14年度	4	0.52
	6	0.53
	8	0.56
	10	0.55
	12	0.66
平成15年度	2	0.66
	4	0.58
	6	0.67
	8	0.73
	10	0.76
平成16年度	12	0.93
	2	0.76
	4	0.88
	6	0.92
	8	0.78
	10	0.77
	12	1.02
	2	0.91

資料：ハローワーク総社

【基本方針】

社会経済システムの変化に伴う労働環境の構造的変化を踏まえ、雇用の場の確保、職業能力の開発促進に努め、有効求人倍率の向上（1.00倍以上）を目指します。

また、高齢者、女性、障がい者の雇用機会の拡大に努め、雇用機会の均等を図ります。

勤労者の心のケアや相談体制の充実、余暇活動の支援を図ります。

【施策の体系】



【主要施策】

(1) 雇用対策の推進

- ①関係機関と連携し、市内企業への人材確保のため、県内をはじめとする関係方面への求人開拓活動を今後とも推進するとともに、企業と学校を対象に産業事情説明会を行い、雇用の促進を図ります。
- ②女性、高齢者、障がい者の雇用を促進するため、ハローワークや広域シルバー人材センター等関係機関との協力のもと相談業務や研修の充実等を図ります。
- ③勤労者家庭を支援するため、放課後児童クラブや気軽に子どもを預けることができるファミリーサポート事業を支援します。
- ④雇用・能力開発機構や職業訓練学校等と連携し、ITなど技術革新に対応した人材の養成を促進します。
- ⑤企業誘致などによる雇用の場の拡大・充実を図ります。

(2) 勤労者福祉の充実

- ①労働時間の短縮や週休2日制、最低賃金制度、中小企業退職金共済制度、介護休暇制度、育児休業制度など、雇用者に対し勤労者の労働条件の改善を働きかけます。
- ②勤労者の心のケアや健康等に対する相談体制を、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、その確立を図ります。
- ③勤労者福祉施設でのグループ活動や講座等の内容を充実するとともに、働く青少年と市民の集いや勤労者美術展などのイベントの活性化を図ります。
- ④市内に居住する勤労者に対し、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする勤労者融資事業などの制度の充実を図ります。
- ⑤勤労者総合福祉センター（サンワーク総社）、労働福祉会館などの勤労者福祉施設の適正な維持管理を図ります。

【協働に向け期待される役割】

主体	役割
市民	職業能力の向上、自己啓発など
NPO等	多様な就労形態や就労機会の提供など
企業等	雇用の場の確保、創出、多様な就労形態や就労機会の提供など
行政	雇用対策の推進、各種助成制度の情報提供など

6) 消費者対策

【現況と課題】

国際化や高度情報化のなか、わが国の社会経済は成熟化するなど大きく変化しています。消費者でもある市民の生活スタイルも多様化、個性化し、サービスや消費財に対するニーズもまた多様化しています。さらに、インターネットによる通信販売やオークションによる購入など、高度情報化に対応した新たな購買方法も確立されつつあります。

そのようななか、消費生活にかかわる問題は複雑多岐に及び、悪徳商法はもとより、通信販売等による新たなトラブルなど消費者被害が急増しています。そのため、消費生活情報を市民に提供していくとともに、相談体制の充実を図りながら、消費者の自覚を促すなどの啓発活動を行っていく必要があります。

一方、これまでの高度経済成長は、結果として、石油や天然ガスなどの資源の枯渇、酸性雨やオゾン層の破壊などの地球環境問題を招いています。これらの問題は、市民の消費行動と大きく結びついているため、事業者も含めすべての人が考え、行動しなければ解決できない問題です。

今後の消費者行政においても、地球環境の保全や省資源・省エネルギーのために、幅広い生活情報の提供と省資源型の生活スタイルの推進などを図る必要があります。

■生活用品交換銀行の利用状況・登録状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用件数(件)	28	25	19	22	20
登録件数(件)	44	42	31	55	90

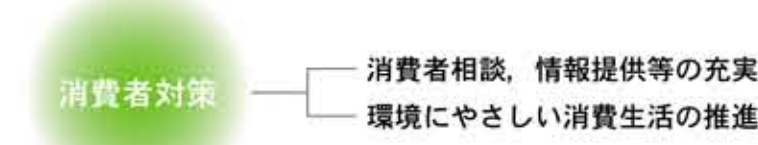
資料：生活環境部まちづくり支援室

【基本方針】

消費者相談体制の充実を図るとともに、被害を未然に防止するための生活情報の提供や相談機能などの充実を図ります。

消費者団体の育成・活性化を図るとともに、環境にやさしい消費生活を推進するため、生活用品交換銀行利用数25件、生活用品交換銀行登録件数100件を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

(1) 消費者相談、情報提供等の充実

- ①市民に対して、広報紙や研修会などを通じて消費生活に関する知識や情報の提供に努めるとともに、消費者契約法等、消費生活に関する関連法令の周知を図ります。
- ②消費者相談業務の周知に努め、専門家による相談窓口の充実・強化に努めるとともに、消費者組織・リーダーを育成し、消費生活展などの自主的、主体的な活動を支援します。

(2) 環境にやさしい消費生活の推進

- ①地球環境保全や省資源の観点から、マイバッグ運動や商品の簡易包装、ごみの分別収集などを、市民や小売業者などに働きかけます。
- ②資源の有効活用を図るため、生活用品交換銀行の充実を図ります。

【協働に向け期待される役割】

主体	役割
市民	正しい消費知識の学習など
NPO等	消費相談への助言や協力など
企業等	適正な営業活動の徹底など
行政	消費者相談の充実、情報提供の推進など